

公示の方法による送付書

令和7年12月1日

下記の書類は当会 財務部 に保管していますので、来会のうえ受領してください。

九州北部税理士会
会長 丸山 二也

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登録番号又は 法人番号	51157
	事務所住所又は 税理士法人事務所住所	長崎県佐世保市大岳台町5番10号
	氏名又は 税理士法人名	山川 信弘
	代表者氏名	
送付する書類の 名 称	滯納税理士会費納付の督促について・・・・1通	

【注意】

九州北部税理士会滞納会費徴収整理細則（準則）第6条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。